

第1回

倉敷市都市景観審議会
議事概要

日時 : 平成22年7月16日(金) 14:00~15:30
場所 : 倉敷市役所低層棟3階水道局大会議室

平成22年7月16日（金）

14:00～15:30

於 倉敷市役所低層棟3階
水道局大会議室

出席者

委員：芦田委員 阿部委員 石村委員 大賀委員 神田委員 熊澤委員 楢村委員
西村委員 樋口委員 松岡委員 和田委員 及川委員（舟引委員代理）
事務局：伊東市長 内田技監 松浦建設局長 中本都市計画部長
三宅都市計画部次長兼都市計画課長 原都市計画課課長主幹
仁科都市計画課都市景観室長 西村都市計画課都市景観室主任

【都市計画部長】定刻となりました。只今より第1回倉敷市都市景観審議会を開催いたします。私は都市計画部の中本でございます。会長選出までは、私のほうで会議の進行をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。まず、お手元にお配りさせていただいております資料の確認をお願いいたします。一枚目に本日の審議会の議題、二枚目に審議会委員名簿、続きまして「倉敷駅周辺景観形成重点地区の指定に向けて」というリーフレット、同じく下津井周辺、旧玉島港周辺、酒津それぞれについてのリーフレットをお配りさせていただいております。さらに、参考資料といたしまして、景観法、倉敷市都市景観条例、倉敷市都市景観条例施行規則を添付させていただいておりますが、いかがでございましょうか。なお、本日の審議会につきましては、倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づきまして、会議を公開し、内容につきましては発言者の氏名を除いてホームページなどで公開させていただくこととなります。公開にあたりましては、各委員の皆様にご覧いただき、ご確認をいただくこととなっておりますので、よろしく願いいたします。本日は、第1回の倉敷市都市景観審議会でございますので、倉敷市都市景観条例に規定しております審議会に関する部分の説明をさせていただきます。

【都市計画課都市景観室長】それでは、条例に規定しております審議会に関する条項の部分についてご説明させていただきます。お手元にお配りしております「倉敷市都市景観条例」をご覧ください。1ページ目、目次にありますように「第2章 第7条から第16条」に審議会に関する内容を規定しております。2ページをご覧ください。中段、第7条、審議会の設置についての規定でございます。第8条、組織についてでございます。第3項に任期を規定しております。第9条、会長に関する規定でございます。第1項に、会長は学識経験を有するものとして委嘱され、又は任命された委員のうちから委員が選挙することとなっております。第3項、会長代理は会長が指名することとなっております。第10条、臨時委員についての規定でございます。第11条、審議会の会議についての規定でございます。第1項、会議の召集、議長について規定しております。本日は第1回目の審議会ですので、附則により、市長が招集させていただいております。第2項、議事定足数について規定しております。第3項、議決について規定しております。第12条 専門部会についての規定でございます。第1項、専門部会に属する委員は会長が指名することとなっております。第2項、専門部会で審議できる事項を規定しております。第4項、専門部会での議決を審議会の議決とすることができることを規定しております。第13条、部会長についての規定でございます。第1項、部会長は専門部会に属する委員の方の互選により定めることとなっております。第3項、部会長代理は部会長が指名することとなっております。第14条、専門部会の会議についての規定でございます。第1項、専門部会は会長の命を受け、部会

長が召集、議長となることが規定しております。第2項、議事定足数について規定しております。ここで、ただし書きにより、建築物等の新築等についての事前協議などについては、専門部会の3名以上の委員の方の出席で会議を開くことができることを規定しております。第3項、議決について規定しております。第15条、守秘義務について規定しております。第16条、審議会の運営の細目についての規定でございます。以上で、簡単ではございますが、審議会に関する規定の部分についての説明をさせていただきました。

【都市計画部長】ここで、市長よりご挨拶をさせていただく予定ですが、市長の到着が少し遅れておりますので、申し訳ありませんが、ここで少し休憩を入れさせていただきます。

—暫時休憩—

【都市計画部長】お待たせいたしました。市長が到着しましたので、これより再開させていただきます。早速ですが、伊東市長より一言、ご挨拶をさせていただきます。

【市長】皆さま、こんにちは。大変お待たせしまして申し訳ありませんでした。先生方におかれましては、お忙しい中、この都市景観審議会の委員をお引き受けをいただき、誠にありがとうございます。倉敷市は、地域の皆さまのご協力によりまして、全国でも早い時期、当時は倉敷と金沢だけだったと思いますが、景観を守っていく、美しい町並みを守っていくという取り組みを行ってきた町であります。その起りは皆さまのほうがよくご存知だとは思いますが、地域の皆さまが倉敷の都市美協会というものを立ち上げ、町を守っていくという活動が起こりまして、その後、約20年ほど経ちまして、倉敷市も伝統美観保存条例というものを創るということになりました。これが全国でも先駆けとなったわけです。その後、平成16年には国で景観法というものが出来まして、私どもにつきましても景観計画を、ここにいらっしゃる西村先生に委員長になっていただき、大変お世話になり策定させていただきました。また都市景観条例も議会で可決をいただきまして、今年1月からこの条例が発効し、施行しているところでございます。この条例では倉敷市全域を対象区域にしておりまして、全体として倉敷市のまちなみをしっかりとしたものにつくり上げていこうという考え方になっております。そして、今日、第1回目の都市景観審議会を開くことができることとなっております。開催にあたっては、多くの先生にもお出でいただき、また前助役の神田委員様にもご参加いただき、大変感謝いたしております。本日、山陽新聞の方で岡山県への観光客の入込客数が発表になっておりました。この中で、景気の影響ということで、全体で1年間に100万人減ったということでありまして、倉敷市が大きく影響したのものとしては、チボリ公園の入込客数が年間100万人ほどありましたので、そのことも大きく響いたのではないかと考えております。しかしながら、全体といたしまして、全国の他の地域よりも、その分を除いては減り方が少ない、つまり倉敷市は底力があるまちではないかと考えておりますけど、それを景観でしっかりとやっていきたいと考えておりますので、審議会の委員の先生方にもしっかりとご審議いただきたいと考えております。6月1日に国土交通大臣から「美しいまちなみ大賞」をいただくことができました。全国で山形県の金山町というところと2箇所だけ大臣賞をいただきました。これは倉敷市だけがいただいたわけではありまして、倉敷市と地域の皆さんが一緒になって町並みの保存に取り組んできたということで、いただくことが出来たものでございます。倉敷町家トラストさん、伝建地区をまもり育てる会と一緒にいただくことが出来ました。皆さんとお話をする中で、ますます倉敷市がしっかりと頑張らないと、という賞ではないかと言われております。この賞の名に恥じぬよう頑張っていきたいと考えております。また倉敷市内の良いところを活かしていけるよう、先生方のご指導とご協力をよろしくお願い申し上げます。どうぞ、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【都市計画部長】本日は第1回目の審議会でございます。皆様には4月1日付けで当審議会委員に委嘱させていただいておりますが、本日、伊東市長より委嘱状を交付させていただきたいと思っております。

《伊東市長より委員の皆様へ委嘱状の交付》

【都市計画部長】続きまして、議事に入ります前に、改めまして委員の皆様のご紹介をさせていただきます。名簿順にご紹介させていただきます。

《都市計画部長より委員の皆様のご紹介及び委員の皆様からのご挨拶》

【都市計画部長】以上、委員の皆様のご紹介をさせていただきました。なお、本日は、委員総数13名のうち、12名の委員の皆様にご出席いただいております。従いまして、倉敷市都市景観条例第11条第2項によりまして、定足数を満たしていることをご報告いたします。それでは、お手元の次第に従いまして議事に入らせていただきたいと思います。議事(1)「会長の選出について」でございます。倉敷市都市景観条例第9条第1項により、「会長は、学識経験を有する者として委嘱され、又は任命された委員のうちから委員が選挙する。」となっておりますので、どなたかご推薦をお願いしたいと思います。

【A委員】景観計画策定委員会の委員長も務めていただいた西村委員がよろしいのではないのでしょうか。

【都市計画部長】ありがとうございます。他にご推薦ございませんでしょうか。他にご推薦なければ、西村委員に会長をお願いしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

《異議なし》

【都市計画部長】ありがとうございます。ご異議がないようですので、西村委員に会長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。申し訳ございませんが、会長席への移動をお願いいたします。

《西村委員が会長席へ移動》

【都市計画部長】早速ではございますが、まず、西村会長に一言ごあいさつをお願いいたします。

【会長】西村です。よろしく願いします。先ほどもありましたように、景観計画を策定する段階から、景観計画、思いのほか難航しまして途中で中断もあつたりして、3年くらいかかりましたが、良いものが出来ました。また都市景観条例に基づく審議会に参加することができて、大変光栄です。先ほど、市長からお話がありましたが、都市美協会というものは、日本の戦後の町並みのことを考えた最初の組織です。確か1949年に出来ていると思いますが、その時代に、こういうことをやっていたものは他にありませんでした。私もかなりこういうことを調べ、ドクター論文にもし、本にもしましたが、次に表れてくるのが、1960年代です。今まで生きている団体としては、高山の上二之町の屋台組の保存会というのがありますが、そこが今でも生きている団体として、町並み保存をやろうという民間組織で第2号です。ですから、20年近くとび離れて前に出来ているもので、他では少し考えられなく、あまりに早すぎて、あまり影響を与えることが出来ませんでした。まだ町並みを良くするというような時代ではありませんでしたから。戦後復興の中で一生懸命の時代でしたから。その時代にそういった活動が出来ていたというのは驚くべきことです。それは勿論、民芸運動の長い歴史があり、戦前からの努力があったという背景もあります。先ほどの市長のお話にもありましたが、60年代後半になり、こうした町並みを条例で守っていこうと、68年だったと思いますが、一足先に金沢が作りましたが、日本で2番目に条例が出来たわけ。その条例が、今回、景観法によって、この景観法というのは、ここにいる神田さんが国交省にいらっしゃるときに中心的に作られた法律ですが、この法律を根拠として新たに模様替えすることになったのが、今回の都市景観条例です。ですから、その意味から言うと、40年を超える歴史がここで新しい形で生まれ変わることです。どういう形で新しいかということ、景観計画を作られていますが、これにある種の法的な規制力を持っているということです。今までは、景観の問題はお願いすることが中心で、あまり強い規制力を持っておりませんでした。それがいろいろな形で規制力を持つような仕組みが出来ました。倉敷は、背景の保全の条例を持っていて、背景を保全する条例は日本でも他にはなかったわけですので、パイオニアです。それをうまく含みこんだ形で景観計画が出来ているので、その意味でも非常に特色あるものとなっております。ただ課題であったのは、倉敷川の周辺は、そういう意味で歴史がありますが、その他にも良いところがたくさんあるんだけど、

なかなかそこに目がいつてなかった、カバー出来ていなかったというのが倉敷の課題だったんだらうと思います。それを今回の景観計画の中で、きちんとフォローして、後でも紹介があると思いますが、景観形成重点地区の候補が既に明らかにされています。これからは美観地区を越えて、いろいろなところにこれを広げていくことが出来るわけです。大変大きな次の一歩が、市長のもとで動かせることができるようになって、本当に良かったと思います。ということで、これから実のある議論をしていきたいと思っておりますので、どうかご協力のほど、よろしくお願い致します。

【都市計画部長】ありがとうございます。それでは、倉敷市都市景観条例第9条第2項により、以後の議事進行を西村会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願い致します。

【会長】 それでは、次第に沿って進めたいと思っております。今日は記念すべき第1回の審議会ということで、形式的にやらないといけないことがありますので、それはご容赦いただきたいと思っております。まず、議事(1)の2番目ですが、「会長代理の指名について」ということであります。これは、都市景観条例第9条第3項に基づきまして、私の方から指名するという事になっておりますので、指名させていただきたいと思っております。景観計画を作るときから一緒に汗をかいていただきました、岡山大学の阿部先生にお願いしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い致します。

《了承》

【会長】 続きまして3番目ですが、「専門部会員の指名について」であります。これも都市景観条例第12条第1項に基づきまして、私の方から専門部会員を指名させていただくということになっております。この専門部会というのは、これからいろいろ美観地区の中とか、これから出来る重点地区の中での事前の協議や、届出が出たときに具体的に中身にかかる議論をやっていたということになりますので、地元の方を中心にご審議していただきたいと思っております。そこで、お名前を申し上げますが、芦田委員、石村委員、大賀委員、熊澤委員、楢村委員、樋口委員、松岡委員、和田委員の8人の方に委員をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

《了承》

【会長】 ありがとうございます。それではどうぞよろしくお願い致します。続きまして、議事(2)「部会長の選出について」であります。これも倉敷市都市景観条例第12条第1項によりまして、「部会長は、専門部に属する委員の互選により定める。」となっておりますので、専門部会員のどなたかご推薦をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【B委員】 楢村委員がよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

【会長】 いかがでしょうか。他にご推薦なければ、楢村委員に部会長をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

《了承》

【会長】 ありがとうございます。ご異論がないようですので、楢村委員に部会長をお願いしたいと思っております。よろしくお願い致します。一言、ご挨拶をお願いしたいと思っております。

【部会長】 ご指名いただき、恐縮しておりますが、私も景観計画策定委員会のおかげから関わらせていただいておりますが、決して別に景観の専門家でもありませんし、学術的な知識を持っているわけでもありません。ただ、倉敷が少しでも良くなってほしいということ、日ごろ活動するなかで、現実的な景観に関する問題に突き当たる事が多々あります。今回、若干遅れたとはいえ、こうして都市景観条例が施行されて、多分これから具体化していったり、向き合ったりということが出てきて、今のこの条例ではなかなか対応できないものも出てくると思っております。それを具体的に規定や規則ばかり作って押しえつけるというのは、かなり難しい部分もあると思っておりますし、知恵を活かしてどうやって良い方向に向けていくかということも同時に進めながら考えていき、この審議会含めて発展的に何かプラスアルファを付けていって、現実に即した形のものを作っていくということが必要とされるのではないかと思います。これが

ら出てくるであろう具体的な例や、先ほどの重点地区の対応の仕方の問題もあろうかと思いません。勿論、我々地元の委員だけでは判断できないことも出てくることもあろうかと思えます。そのときには、中央の委員の皆様にもご相談しながら、何とか乗り切っていけたらなと思っております。また、今回、若い委員の方も参加していただいておりますので、若い人の感性も取り入れて、これからの景観についてをどう考えていくか、どう街を創っていくかということも一緒に考えながら、やっていけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。続きまして、議事（２）の２番目、「部会長代理の指名について」です。倉敷市都市景観条例第 13 条第 3 項に基づきまして、楯村部会長から部会長代理を指名していただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

【部会長】私から指名するということですので、出来れば芸科大の松岡先生にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

《了承》

【部会長】ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【会長】それではよろしくお願いいたします。以上で、議事については終了です。続きまして、報告事項に入りたいと思えます。「景観形成重点地区候補地における地区整備計画案」について、事務局の方から、ご報告をお願いします。

【都市計画課都市景観室長】それでは、「5 報告事項 景観形成重点地区候補地における地区整備計画案」について、ご報告させていただきます。まず初めに、「景観形成重点地区」について、ご説明いたします。これは、倉敷市景観計画の中で示しております、良好な景観の形成・誘導のための独自の仕組みでございます。特徴的な景観を有している地区ですとか、拠点性のある地区、また既に景観に関する取り組みがなされている地区などを、この「景観形成重点地区」に指定し、特に重点的に良好な景観の形成・誘導に取り組もうとするものでございます。既にある町並みや街区などだけでなく、区画整理などにより新しく生まれる街区なども指定の対象として想定しております。現在は、建築面積が 1、000㎡を超えるか、高さが 13m を超える建築物等の新築等が、届出対象となっておりますが、大規模なものが対象であり、どちらかと言えば広く浅くの制限となっておりますが、この「景観形成重点地区」が指定されますと、指定された区域における「景観形成基準」などを定めることとなり、届出対象も対象区域に見合った規模、例えば建築面積 10㎡を超えるもの、または高さが 5m を超えるもの、といったように届出対象を広げるなどして、よりきめ細やかな景観誘導を行っていくこととなります。なお、この「景観形成重点地区」の指定がされた場合は、形態や色彩について、変更命令を出すことが可能となりますので、現在の届出・勧告といった制度から、より実効性の高いものへと変わってまいります。現在のところ指定されている地区はございませんが、倉敷市景観計画の中で第一次候補地として、4地区が挙げられております。倉敷駅周辺地区、下津井周辺地区、旧玉島港周辺地区、酒津地区の 4地区でございますが、昨年度、この 4地区について現況調査などを行い、「景観形成基準」などを盛り込んだ地区整備計画案を策定いたしました。今後は、この地区整備計画案をもとに、対象区域の方々と、具体的な制限内容などについての協議を行い、協議が概ね整った地区から順次、この都市景観審議会へ諮問させていただきたいと考えておりました。審議会でご了承いただいた後は、景観形成重点地区の指定、地区整備計画の告示が行われることとなります。今回、皆様のお手元には、対象区域の方々へお配りしようとしておりますリーフレットをお配りしております。まず「倉敷駅周辺景観形成重点地区の指定に向けて」というリーフレットをご覧ください。1 ページ目をご覧ください。上段に地区の概要と目標を示しております。下段に「景観形成重点地区」の説明を載せております。2 ページ目をご覧ください。指定しようとする範囲の案を示しております。この倉敷駅周辺地区につきましては、市の広域拠点でもありますので、倉敷駅北のチボリ公園跡地から倉敷市庁舎までの広範囲な区域を設定しております。そして、この範囲の中を、地

区の特徴などを踏まえ、「倉敷駅前区域」「駅前・沿道区域」「中心商業区域」「都市型住宅地景観区域」「歴史・文化的景観調和区域」「住宅地景観保全区域」「市役所周辺区域」の7つの地区に分けて検討しております。なお、倉敷川畔美観地区につきましては、景観形成重点地区の区域内ではありますが、既に景観地区となっておりますので、景観形成の方針を改めて示すだけで、具体的な制限については、現在ある条例に基づくものと考えております。また、点線で示しているものにつきましては、「眺望保全」が関係する高さを示しているものでございます。現在、倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保全条例により、美観地区からの眺望を保全しておりますが、これを発展させ、商業地としての景観に配慮しながらも、歴史的町並み景観との調和を図りたいと考えております。3ページをご覧ください。上段に「地区の景観形成の目標と方針」を示しております。目標は、「国際観光文化都市の顔としてふさわしい風格ある景観の形成」でございます。中段以降に「景観形成の主要なテーマ」を示しております。「倉敷の顔にふさわしい都市の景観の形成」、「歴史的資産を大切にしたい暮らしやすい賑わいのある景観の形成」、「拠点や資源をつなぎ快適で心地よい景観の形成」でございます。4ページをご覧ください。ここから7ページ目にかけて、「区域別の方針」を示しております。景観地区である倉敷川畔美観地区と倉敷駅前区域から市役所周辺区域までの7つの区域について、景観形成の方針を示しております。7ページ下段をご覧ください。「眺望斜線の高さに係る区域」についてでございますが、眺望保全の考え方を図示したものでございます。8ページをご覧ください。上段に景観形成重点地区指定までの流れを示しております。対象地区の指定範囲と景観形成計画の案が固まった段階で、この都市景観審議会に諮問させていただきます。中段以降に、景観形成計画に定める内容と届出の手続きについて、示しております。続きまして、「下津井周辺景観形成重点地区の指定に向けて」というリーフレットをご覧ください。1ページ目をご覧ください。上段に地区の概要と目標を示しております。下段に「景観形成重点地区」の説明を載せております。2ページ目をご覧ください。上段に、指定しようとする範囲の案を示しております。現在あります下津井町並み保存地区のエリアと鷺羽山の国立公園のエリアを中心に範囲設定をしております。そして、この範囲の中を「鷺羽山自然景観保全区域」「下津井町並み保全区域」「歴史・文化的景観調和区域」の3つの地区に分けて検討しております。下段に「地区の景観形成の目標と方針」を示しております。目標は、「瀬戸内海の自然と歴史の継承」でございます。3ページをご覧ください。「景観形成の主要なテーマ」を示しております。「鷺羽山の雄大な眺望を活かした景観の形成」、「下津井の歴史・文化を守り活かした趣のある生活景観の形成」でございます。中段以降に、「区域別の方針」を示しております。4ページをご覧ください。こちらは先程の倉敷駅周辺の8ページ目と全く同じことを記載しておりますが、「地区指定の流れ」と「地区の景観形成計画と届出手続き」でございます。続きまして、「旧玉島港周辺景観形成重点地区の指定に向けて」というリーフレットをご覧ください。1ページ目をご覧ください。上段に地区の概要と目標を示しております。下段に「景観形成重点地区」の説明を載せております。2ページ目をご覧ください。上段に、指定しようとする範囲の案を示しております。現在あります玉島町並み保存地区のエリアを中心に範囲設定をしております。そして、この範囲の中を「玉島町並み保全区域」「水辺景観保全区域」「歴史・文化的景観調和区域」の3つの地区に分けて検討しております。下段に「地区の景観形成の目標と方針」を示しております。目標は、「港町・玉島の町並みと水辺の再生」でございます。3ページをご覧ください。「景観形成の主要なテーマ」を示しております。「港町の水辺と歴史文化を守り活かした景観の形成」、「歴史的資源を大切にしたい暮らしやすく賑わいのある景観の形成」でございます。中段以降に、「区域別の方針」を示しております。4ページをご覧ください。こちらも先程の倉敷駅周辺の8ページ目と全く同じことを記載しておりますが、「地区指定の流れ」と「地区の景観形成計画と届出手続き」でございます。最後になりますが、「酒津景観形成重点地区の指定に向

けて」というリーフレットをご覧ください。1ページ目をご覧ください。上段に地区の概要と目標を示しております。下段に「景観形成重点地区」の説明を載せております。2ページ目をご覧ください。上段に、指定しようとする範囲の案を示しております。酒津公園の区域を中心に、一皮外の範囲を含めた範囲設定をしております。そして、この範囲の中を「酒津公園区域」「歴史・文化的景観調和区域」の2つの地区に分けて検討しております。下段に「地区の景観形成の目標と方針」を示しております。目標は、「都市発展の源流となる水・緑・歴史の保全」でございます。3ページをご覧ください。「景観形成の主要なテーマ」を示しております。「自然と歴史が調和した心地よい景観の形成」、「人々が集い自然に親しむ潤い豊かな景観の形成」でございます。中段以降に、「区域別の方針」を示しております。4ページをご覧ください。こちらも先程の倉敷駅周辺の8ページ目と全く同じことを記載しておりますが、「地区指定の流れ」と「地区の景観形成計画と届出手続き」でございます。今後、こういったものを地元の方へお配りし、協議をしながら、出来るだけ早い時期に地区指定ができるようにしたいと考えております。以上で、「景観形成重点地区候補地における地区整備計画案」につきまして、ご報告させていただきました。

【会長】ありがとうございました。これは、議事では報告事項になってはいますが、この際、質問などあればお伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【C委員】今ご説明あったそれぞれの地区の最後のページ、地区指定の流れのなかで、右から二つ目に都市景観審議会とありますけれど、今の説明はここではなくて、もっと左側の素案の策定段階という理解でよろしいでしょうか。

【都市計画課都市景観室長】はい。

【C委員】そうすると、これから地区の説明会・意見聴取等をされるということですね。それはどの程度、説明会を開催されるのか、どういう意見の聴取、今ではパブリックコメントというんでしょうか、または市民の方と膝を交えての意見交換というものもあるかもしれません。どういったことを考えていますか。

【都市計画課都市景観室長】意見聴取、意見交換のことでございますが、各地区によりまして、正直、温度差がございます。非常にまちづくり団体の活動が盛んな地区もございますし、またそうでない少し活動がなされていない地区もございます。また倉敷駅周辺のように、非常に広範囲なところもございます。ですから、今後、町内会単位ですとか、そういった単位で話を進め、またまちづくり活動が盛んな地区については、そのまちづくり活動団体に向けての説明ということも必要となってくるのではないかと考えています。ですから、何回とか、そういったことは具体的には考えておりませんが、数多くの説明会は必要になってくるのではないかと考えております。

【C委員】そうすると、進め方というのは、その地区、地域ごとの判断ということでしょうか。それは市の方で判断されるということでしょうか。それとも、地域、地域にグループを作って、そのグループの中で進め方自体も判断していこうということでしょうか。

【都市計画課都市景観室長】話し合いの主導につきましても、その地区に入っていったグループを作って一緒に考える、具体には玉島地区などは、そういった形になるのかなと思っておりますし、逆に下津井地区などは少し地元の盛り上がりが少ないので、市役所の方が主導になって、いろいろと投げかけていかないといけないのかなと思っております。

【C委員】この4地区で想定されているスケジュール、多分スケジュール通りにいかないことが多いと思いますが、半年でやるつもりなのか、1年でやるつもりなのか、概ねのスケジュールを参考までに聞かせてください。

【都市計画課都市景観室長】玉島・下津井、この両地区につきましては、来年度中には指定をしたいと担当レベルでは思っております。

【C委員】23年度中ですか。

【都市計画課都市景観室長】はい、23年度中にはと。

【C委員】あと2地区については。

【都市計画課都市景観室長】倉敷駅周辺につきましては、眺望保全の関係もございますので、24年度、25年度までかかる話かなと思っております。背景保全が出来たときにも、地元の方からいろいろなご意見もいただいたということもございますので、このあたりは丁寧に説明をしていきたいと思っております。ですから、24年度、25年度までかかるかなと思っております。酒津につきましては、23年度、24年度には指定したいと思っております。

【C委員】正式な回答というよりは、それぐらいのスケジュール感で、市民の方々、地域の方々と話合っていくということですね。

【都市計画課都市景観室長】はい、そうです。

【C委員】そうすると、場合によっては、若干の変更もあるということですね。

【都市計画課都市景観室長】はい。

【会長】4つの地区がそれぞれ並行して、いろいろなことが起きてくるということですか。

【都市計画課都市景観室長】これは市の方で作った案ということになりますので、今後、地元と協議する中でいろいろなご意見もいただくかと思えます。賛成の意見もあれば反対の意見もあるかと思えます。そういった中で変更せざるを得ないということになりましたら、この都市景観審議会へも途中経過の報告という形で報告をさせていただきたいと考えております。

【会長】他に何か。

【A委員】そういう流れの中で、地元の意見を聴いてまとめて、それ以降に詳細な案を作っていくということですね。その中で、この審議会がどう関わるのか、関わるのかあるのかということと、地区がその年度年度の目標に向けてやっていくとして、その間の期間ですね、その間の期間は何も対応できないのかと、大きな枠組みの中ではできるにしても、何らかのその地区で特別のことへの対応は、これが決まった後でないとできないという解釈でよろしいでしょうか。

【都市計画課都市景観室長】地区が決まるまでですが、建築面積が1,000㎡を超えるか高さが13mを超えるものが届出の対象となってきますので、この届出規模以下の計画であっても事前相談されるような場合には情報として入ってきて協議ができますが、条例の中で、そういった数値が決まっていますので、実質的にはこういった地区が決まるまでは、大規模なものを誘導していくしかないというところでございます。

【A委員】C委員もおっしゃられたが、地元の意見を聴いたり、それをまとめていく、これは報告していただけるということだが、我々が直接関わっていくことはありませんか。

【都市計画課都市景観室長】住民と直接関わっていくことはございません。

【会長】今、部会のメンバーを決めましたけど、部会の方々がこういった議論に参加することはありますか。

【都市計画課都市景観室長】それは市の方からの諮問に対して、いろいろご意見をいただくというような形になりますので、例えば直接、説明会に出向いてご意見いただくというようなことはございません。あくまでも内部での会議となるかと考えております。

【会長】内部の会議で議論することはあり得るということですか。

【都市計画課都市景観室長】はい、そうです。

【会長】せっかく作った部会ですので、しっかり議論していただいて、具体的な規制の中身についても詰めていっていただければと思います。

【都市計画課都市景観室長】最終的には、この都市景観審議会でご承認をいただかなければなりませんので、その過程の中で随時、ご報告させていただきたいと考えております。

【C委員】変更がある場合、まさに専門部会の皆さんの意見を聴いて変更するというプロセスは入りますか。それとも報告だけですか。

【都市計画課都市景観室長】専門部会員の方の発意によって変更するというのでしょうか。

【C委員】発意ではなく、地元の方とお話をする中でいろいろな意見が出てきて、それを全

て市の方で処理できればいいと思いますが、なかなか判断に難しいことも出てくるでしょうから、そういうときに専門部会の方々に具体的に相談するというプロセスが入りますかということ。この流れの図は一直線になっていますが、変更があるとどこかでループするようになると思います。

【都市計画課都市景観室長】おっしゃる通りで、その都度、その都度に審議会を開かせていただくようになると思います。

【C 委員】 そのこのところが論点で、決定は最後に審議会で決定ですが、結構修正というのがどの程度出てくるか分かりませんが、修正の程度によっては専門部会で対応していき、大きな節目で審議会でこうなりましたという報告があるということで、専門部会で変更については、皆さんの意見を聴くという小さいループがありますかということ。す。

【都市計画課都市景観室長】 基本的には専門部会の方でこちらの案件については、ご審議いただくようになりますので。大きい案件になりましたら、会長様にご相談しながら、この案件については、専門部会でよろしいでしょうか、それとも全体会で審議した方がよろしいでしょうかということをご相談しながら進めていくことになると思っております。

【C 委員】 変更するときは、必ず専門部会の方々のご意見を聴くというプロセスが入りますねということ。つまり、専門部会の方には事後報告ではなく、変更するときには、必ず専門部会の方の意見を聴きますねということ。そういうイメージで良いかということ。す。

【会長】 中身に関しては専門部会の方々の議論を経て決めてもらうということですね。

【都市計画課都市景観室長】 はい。

【A 委員】 C 委員がおっしゃっていることも勿論なんです、その前段階で、住民の方に説明会したり意見交換をしたりするときに、ここにおられる専門部会の方が何か発言することがよくないということもあると思いますが、それをとやかく言うのではなく、私やD委員などを含めて、その地区の中で既に関わっている委員の方もいることですから、説明会をする前の段階で、現実我々が直面している問題などもあるわけですので、こういうものもちゃんと意見を取り入れて話し合いをするとか、そのような形をとった方がより問題点であるとか、最終的には住民の合意がいきますが、我々側は手間はかかりますが、より活きたものにしようとする、そういうことも必要ではないかと思いますが。我々の中にも具体的な問題を持っている者がいるので、そういった意見も取り入れて住民の方に打診するというようなことも、より具体的な効果的な方法として、頭の片隅に置いてもらいたいと思います。

【会長】 是非、そういった形でお願いします。具体的に起きそうな問題が想定されていらっしゃると思います。ですから、そういうものが回避されるようなルールだとか、そういうものが抜け落ちないような最低基準の決め方などは、専門部会のメンバーできちんと議論していただいて、原案を作るという形で進めて行かれるんですね。ですから、そういった形でやっていただこうと思います。部会員の皆さま、よろしくお願いします。他に何かありますか。

【C 委員】 参考までに、今の案は市の方で作られたものですか。

【都市計画課都市景観室長】 この4地区については、景観計画策定の折から景観形成重点地区という制度でやっていこうということがございましたので、その流れから実際の業務につきましては、景観計画策定の業務を委託しておりましたところと協議しながら作ったということ。す。

【会長】 これは、既に動いている景観計画の中にも載っていますよね。

【都市計画課都市景観室長】 この4地区につきましては、景観計画の中で先導的にやっていきたいと思いますという方針が示されています。

【会長】 それと付け加えると、この4地区は載っていますが、載っていない地区はやらないというわけではなくて、これからいろいろな形で盛り上がりがあるところ、そういうものに格上げして、景観計画を変更すればいいわけですから、そういう形で、勿論この審議

会にもかけますけれども、柔軟に対応していくことになると思います。他に如何でしょうか。一言だけ言わせていただくと、駅前のところ斜めに眺望のラインがあります。これは今までは斜線で斜めに高さ規制をしているところが、日本の中で無いわけではないですが、こういう風な図面の中で描かれているのは初めてなんですね。これは、結構ユニークになっていまして、今までは美観地区の中の幾つかの特定の点から見て、背景を抑えるということだったですけど、これは河畔沿いをずっと歩いて連続的に高さを押さえるという形で、かなり連続的にやった数値をもとにシミュレーションを重ね合わせたものです。こういう形で出来たのは日本で始めてです。そういう意味では、これは2年くらいかかりそうな話ですが、こういうのが上手く進むと日本の中でもないことが、ここから発信できるという意味では、非常にユニークな細密な高さ規制になるのではないかと考えております。ある意味、いろいろなところが注目しているということです。いろいろなお意見が出るとは思いますが、是非、頑張ってくださいと思います。この件に関してはよろしいでしょうか。それでは次に行きたいと思いますが、その他として事務局から何かございますか。

【都市計画課都市景観室長】 審議会の今後の予定についてでございますが、全体の審議会、こちらについては、年に1回程度を考えております。専門部会につきましても、届出案件の届出にもよりますが、1ヶ月から2ヶ月に1回程度、開かせていただきたいと思います。大変お忙しい中、誠に申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

【会長】 何かこの件についてございますか。それは重点地区の素案策定になってくると、もう少し。専門部会にもかかりますよね。その願いもありますよね。

【都市計画課都市景観室長】 専門部会の方々にもいろいろとお世話になると思います。

【会長】 専門部会には、1個1個出てくる届出について判断していただくことと、この景観形成重点地区の素案を作るところで、いろいろな形で知恵を出していただくという、両方があります。お忙しいと思いますが、よろしく願いします。

【C 委員】 確認ですが、会長から景観計画は変えてよろしいというお話をいただきましたが、都市景観条例の第17条のところに、景観計画の策定等というのがありまして、その2項のところに景観計画の内容を変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならないとあって、審議会の役割としてはこの部分が大きいという理解でよろしいですね。

【都市計画課都市景観室長】 はい、そうです。

【C 委員】 これに基づいて重点地区とかの話があって、ここがおおもとですね。

【会長】 この際ですから何か。よろしいですか。何も無いようですので、これで第1回目の倉敷市都市景観審議会を終了したいと思います。今日はお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございました。

<以上>